

別添

○飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正による変更部分)

改 正 後	現 行
<p>備考 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フィチン態りん¹の成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りん¹の成分量 配合飼料の非フィチン態りん¹の成分量は、次に式により算出するものとする。ただし、別表第2に掲げる原料の非フィチン態りん¹については、同表から読みとるものとする。なお、次の式のうちInpPiは、動物質性飼料にあっては100%、植物質性飼料にあっては30%を用いて算出するものとする。また、aPは、次の表に掲げる算出方法等により算出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{npP}(\%) = \sum \text{IPi} \cdot \text{InpPi} \cdot \text{ri} \cdot 10^{-4} + \text{aP}$ IPi：当該配合飼料の原料のりん (%) InpPi：当該原料のりん中に占めるnpPの割合 (%) ri：当該配合飼料に対する当該原料の配合割合 (%) aP：フィターゼによる分解の結果生じる非フィチン態りん (%) </p>	<p>備考 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フィチン態りん¹の成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りん¹の成分量 配合飼料の非フィチン態りん¹の成分量は、次に式により算出するものとする。ただし、別表第2に掲げる原料の非フィチン態りん¹については、同表から読みとるものとする。なお、次の式のうちInpPiは、動物質性飼料にあっては100%、植物質性飼料にあっては30%を用いて算出するものとする。また、aPは、次の表に掲げる算出方法等により算出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{npP}(\%) = \sum \text{IPi} \cdot \text{InpPi} \cdot \text{ri} \cdot 10^{-4} + \text{aP}$ IPi：当該配合飼料の原料のりん (%) InpPi：当該原料のりん中に占めるnpPの割合 (%) ri：当該配合飼料に対する当該原料の配合割合 (%) aP：フィターゼによる分解の結果生じる非フィチン態りん (%) </p>
算 出 方 法	算 出 方 法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(140) フィターゼ（その1）	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(140) フィターゼ（その1）
飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 $0.2 \times \sum \text{IPi} \cdot (100 - \text{InpPi}) \cdot \text{ri} \cdot 10^{-4}$	飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 $0.2 \times \sum \text{IPi} \cdot (100 - \text{InpPi}) \cdot \text{ri} \cdot 10^{-4}$
同(140) フィターゼ（その2の(1)）	同(140) フィターゼ（その2の(1)）
飼料1kg当たり1,500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.1	飼料1kg当たり1,500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.1
同(140) フィターゼ（その2の(2)）	同(140) フィターゼ（その2の(2)）
① 飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 飼料1kg当たりのフィチン酸分解力単位 $\times 0.2 \times 10^{-3}$ ② 飼料1kg当たり500を超え1,000フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 $0.1 + (\text{飼料1kg当たりのフィチン酸分解力単位} - 500) \times 0.1 \times 10^{-3}$	① 飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 飼料1kg当たりのフィチン酸分解力単位 $\times 0.2 \times 10^{-3}$ ② 飼料1kg当たり500を超え1,000フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 $0.1 + (\text{飼料1kg当たりのフィチン酸分解力単位} - 500) \times 0.1 \times 10^{-3}$
同(140) フィターゼ（その2の(3)）	(新設)
飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 <u>0.12</u>	
3 (略) 4 (略)	3 (略) 4 (略)

改 正 後

別表第1・別表第2 (略)
別表第3 可消化養分総量及び代謝エネルギー

原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗たん白質	粗脂肪	窒素溶解物	粗繊維		
3. 植物性油かす類 (植物性油料原料から搾油したかす類又は植物性たん白質を主成分とするものをいう。)										
【略】										
えんどうたん白	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	完熟えんどう豆でん粉廃液から、液性調整によって分離したものであって、CPがおおむね80%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	92.7	76.9	—	92	20	89	37	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	
えんどうたん白	鶏	二	二	二	二	二	二	二	二	完熟えんどう豆でん粉廃液から遠心分離によって分離したものであって、CPがおおむね75%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	93.5	80.4	二	94	24	82	21	二	
	生	二	二	二	二	二	二	二	二	
【略】										
酵素分解物脱皮大豆かす	鶏	93	—	2660	—	—	—	—	58.6	脱皮大豆かすを炭水化物分解酵素で処理したものの。鶏の栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	92.5	77.5	—	92	32	94	58	—	
	牛	94.2	75.6	—	94	32	81	2	—	
【略】										

現 行

別表第3 可消化養分総量及び代謝エネルギー

原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗たん白質	粗脂肪	窒素溶解物	粗繊維		
3. 植物性油かす類 (植物性油料原料から搾油したかす類又は植物性たん白質を主成分とするものをいう。)										
【略】										
えんどうたん白	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	完熟えんどう豆でん粉廃液から分離したものであって、CPがおおむね80%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	92.7	76.9	—	92	20	89	37	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	
(新設)										
【略】										
酵素分解物脱皮大豆かす	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	脱皮大豆かすを炭水化物分解酵素で処理したものの。
	豚	92.5	77.5	—	92	32	94	58	—	
	牛	94.2	75.6	—	94	32	81	2	—	
【略】										

5. その他											
【略】											
食品副産物	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	食品副産物を蒸気間接型乾燥装置で水分が10%程度となるよう乾燥処理した後、脱脂したものであり、CPがおおむね21%、粗脂肪含量がおおむね6%のものであること。
	豚	89	75.8	—	66	85	92	63	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
食品副産物	鶏	91.3	—	3750	—	—	—	—	79.3	—	食品副産物を蒸気間接型乾燥装置で水分が10%程度となるよう乾燥処理した後、脱脂したものであり、CPがおおむね20%、粗脂肪含量がおおむね5%、可溶無窒素物がおおむね58%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
【略】											
食品副産物	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	食品副産物を蒸気間接型減圧乾燥装置で水分が10%程度となるよう乾燥処理した後、脱脂したものであり、CPが19～26%、粗脂肪含量がおおむね10%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	90.6	82.3	—	78	88	91	68	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
食品副産物	鶏	90.8	—	3350	—	—	—	—	70.9	—	食品副産物を蒸気間接型減圧乾燥装置で水分が10%程度となるよう乾燥処理したものであり、CPがおおむね19%、粗脂肪含量がおおむね14%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
【略】											
木材クラフトパルプ	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	木材チップをクラフト法で処理したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。水分15%におけるTDNは81.3とみなす。
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	牛	52.9	50.6	—	0	100	93	97	—	—	
【以下略】											

5. その他											
【略】											
食品副産物	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	食品副産物を蒸気間接型乾燥装置で水分が10%程度となるよう乾燥処理した後、脱脂したものであり、CPがおおむね21%、粗脂肪含量がおおむね6%のものであること。
	豚	89	75.8	—	66	85	92	63	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(新設)											
【略】											
食品副産物	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	食品副産物を蒸気間接型減圧乾燥装置で水分が10%程度となるよう乾燥処理した後、脱脂したものであり、CPが19～26%、粗脂肪含量がおおむね10%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	90.6	82.3	—	78	88	91	68	—	—	
	牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(新設)											
【略】											
木材クラフトパルプ	鶏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	木材チップをクラフト法で処理したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	牛	52.9	50.6	—	0	100	93	97	—	—	
【以下略】											